

6/6(水) 天皇杯 JFA 第 98 回 全日本サッカー選手権大会【29】2 回戦

サガン鳥栖 vs. 多度津フットボールクラブ(香川県代表)

【試合運営管理規定・観戦ルール】

天皇杯の試合における JFA 試合運営管理規定の禁止事項等は以下「JFA 試合運営管理規定」の通りとなっております。
ご来場のお客さまにおかれましては、同規定とベストアメニティスタジアムでの観戦ルールをよくお読みの上、主催者側の指示に従ってご入場、ご観戦ください。

【JFA 試合運営管理規定】

第 1 条〔目的〕

この規定は、公益財団法人日本サッカー協会(以下 JFA という)が主催する全ての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、及び関係者の安全を確保することを目的とする。

第 2 条〔定義〕

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 試合…JFA 主催試合全てをいう。
- (2) 施設…試合運営のために、JFA が管理するスタジアム、その関連施設及び区域一切をいう。
- (3) 運営・安全責任者…施設の全般的安全と運営に責任を有する者であり、JFA 事務局長または代行者を言う。
- (4) 警備従事員…大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第 3 条〔規定の対象〕

施設に入場しようとし、または入場したすべての者(施設内もしくはその空中に物を侵入させ、または施設周辺から試合に対して影響力を及ぼそうとする者を含む。以下同じ。)に適用される。

第 4 条〔禁止行為〕

施設に入場しようとし、または入場した者は、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な入場券又はア krediteーションカード等を所持せず入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的と思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 無人航空機(ドローン、ラジコン機等)を持ち込むこと、又は飛行させること。(施設外からの操作を含む)
- (7) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (8) 動物の類(盲導犬・聴導犬を除く)を持ち込むこと。
- (9) 政治・思想・宗教・軍事・差別的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、

掲揚、着用、散布、貼付すること。

(10) 酩酊し、又は他者(審判、参加選手、役員、警備員等を含む。)を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。

(11) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。

(12) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

(13) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。

(14) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。

(15) 面会を強要し又は居座ること。

(16) 通行の妨害となる行為をすること。

(17) 所定の場所以外で喫煙をすること。

(18) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。

(19) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。

(20) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。

(21) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品(連想させるものを含む。)を持ち込み、表示し、又は設置すること。

(22) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。

(23) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。

(24) 試合の運営又は進行を妨害し、他人(審判、参加チーム、サポーターその他一切を含む)に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従事員が認める行為をすること。

第5条〔施設に関して〕

施設に入場しようとし、又は入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

(1) チケット又はア krediyationカード等の提示を求められたときは、これを提示すること。

(2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。

(3) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備従事員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

第6条〔入場拒否、退場命令〕

(1) 運営・安全責任者は、第4条又は第5条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。

(2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される本協会主催試合についての入場を拒否することが出来る。また、チケットの返還を求めることができる。

(3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第7条〔権限の委任〕

運営・安全責任は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

【持ち込み禁止物】

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、JFA 試合運営管理規定の持ち込み禁止物および次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことは出来ない。

1. 投かんを目的とすると思われる物
2. 競技進行を妨害するおそれのある物(レーザーポインター、ガスホーン等)
3. 紙吹雪、紙テープまたはそれに類するもの
4. 無線通信機器(携帯電話およびPHSを除く)
5. アイスボックス等大型または大量の荷物
6. 政治的、思想的または宗教的な主義、主張または観念を表示し、もしくは連想させ、大会の運営に支障を及ぼすおそれがあると判断される物、または、選手・監督・クラブ関係者および審判員に対して誹謗中傷を目的とした物
7. 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物
(特定の会社、製品等を連想させるものを含む)
8. その他、試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等のおそれがあると運営担当、セキュリティ担当および警備従事員が認める物
9. 発煙筒・爆発物・薬物・ナイフその他の危険物
10. 以下に該当すると主催者もしくは主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等
 - [1] 政治的、思想的、宗教的主義、主張または観念を表示し、または連想させるもの
 - [2] 差別的、侮辱的な内容、表現を含むもの
 - [3] 選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められないもの
 - [4] 大会の運営に支障を及ぼすおそれがあるもの

【禁止行為】

運営・安全責任者が特に必要と認められた場合を除き、いかなる施設においてもJFA 試合運営管理規定および次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 正当なチケットまたは通行証を所持せず入場すること
2. 他の来場者および近隣住民に迷惑となる行為
3. 会場・試合運営の妨害
4. 他人を脅迫、威圧、侮辱または挑発しようとする行為
5. 競技場(スタジアム)内外を問わず、安全管理上、危険、迷惑、秩序を乱すと運営担当、セキュリティ担当および警備従業員が判断できる行為
6. 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をクラブの許可無く行うこと
7. アルコール、薬物その他物質の影響により酩酊した状態で施設に入場する行為、または施設においてこれらの影響により酩酊し、試合運営または他人の行為等を阻害する行為
8. 所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れる行為、または所定の場所以外に駐車や駐輪を行うこと
9. 所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄すること
10. 試合の音声、映像、描写もしくは結果の全部または一部をインターネットその他のメディアを通じて配信すること
11. 観戦及び会場・試合運営に支障をきたす場所への横断幕の掲出
12. 所定の場所以外での喫煙
13. 政治的、思想的もしくは宗教的な主義、主張、観念を表現し、試合運営に支障をきたすおそれがあると判断される行為、または、選手・監督・クラブ関係者および審判員に対して誹謗中傷の発言および行為
14. 抗議活動、バス・乗用車の足止め行為
15. ピッチへ向けた拡声器の使用
16. フェンスや手すりに腰をかける、またがる、身を乗り出す、足を出すなどの危険な行為
17. 通路に物を置く、または立ち止まって観戦するなど通路を塞ぐ行為
18. 本人以外の座席の確保
19. 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的な発言または行為をすること。
20. 上記各号のほか、公序良俗に反する発言または行為をすること。

【スタンドの席取りに関して】

- [1] 自由席エリアにおける故意的な席取り・場所取り行為
- [2] 指定席で観戦のお客様による自由席エリア座席の確保
- [3] あとからご来場になるお客様のための過度な座席の確保
- [4] 長時間に渡る無人状態

※主催者もしくは管理者が過剰な場所・席取りと判断した場合、座席に置いてある敷物等を撤去または縮小します。

【入場待機列に関して】

以下の点にご注意頂き整列ください

- ・キックオフ6時間前より、待ち列確保が可能となります。それ以前の待ち列確保はスタジアム所有者によって禁止され、すべて撤去・破棄させていただく場合がございます。
- ・1グループ1か所とし、1グループで複数個所のスペース確保は禁止とさせていただきます。1スペースには必ず、待列番号・試合日・対戦カード・グループ名(代表者名)・人数(1グループにつき10名まで)が分かるように必ず記載してください。
- ・待ち列確保には紙製テープ・折りたたみ椅子・ペットボトルなど施設利用者及び近隣住民の方に迷惑となる物、施設美化を損なう物の使用はご遠慮ください。スペース確保には、シート・養生テープなどをご利用ください。
- ・施設利用者及び近隣住民の方に迷惑をかけるような行為(火気の使用・騒音・路上駐車など)及び前日からの泊まり込みはご遠慮ください。
- ・列の状況や天候によって開場時間が早まる場合もございますので開場時間の1時間前には列付近にお戻りください。
- ・ご入場までに必ず待ち列確保で使用したシート・テープ等は各自で撤去してください。
- ・待ち列を確保するものであって入場順番を予約するものではございません。
シート・テープ等の剥がれ、紛失等に関しては、佐賀県サッカー協会及び各関係機関は一切の責任を負いませんので各自で管理していただくようご協力お願いいたします。
- ・上記ルールを守らない方が顕著に現れた場合、待ち列確保を禁止させていただくこともございます。
ルール遵守にご協力お願いいたします。
- ・上記ルールを原則とし、ルール等に変更がある場合は佐賀県サッカー協会ホームページ及び試合会場で事前に告知させていただきますので予めご了承ください。より良い環境作りにご協力お願いいたします。

【入場に際して】

JFA 試合運営管理規定が基準になっておりますが、一部はベストアメニティスタジアムのための禁止事項もございますので、ご一読ください。

1. 花火、爆竹、発煙筒、ガスホーンなどは持ち込めません。
2. ビン、缶類も、持ち込めません。中身は入口で紙コップに移してご入場ください。
3. ペットを連れての観戦はできません。(盲導犬、聴導犬を除く)
4. 入場口では手荷物検査にご協力ください。
5. スタジアム内のコンコースを走りまわる行為は、禁止行為ですのでおやめください。
6. ベビーカーの使用は、コンコースが狭いため使用を禁止しております。入場時に係員へお預けください。
7. 大きな荷物については、3辺を合計して100センチ以内の物は持ち込み可能ですが、それ以上の物は入場時にお預かりいたします。各入口にサイズを測るスケールを用意しておりますので、そちらを利用してご確認ください。
8. スタジアム内でサッカーボールの使用はできません。

【横断幕の掲出について】

■事前搬入(サガン鳥栖・多度津フットボールクラブ)

事前説明 15:45

事前搬入 16:00~16:30

■掲出エリアについて

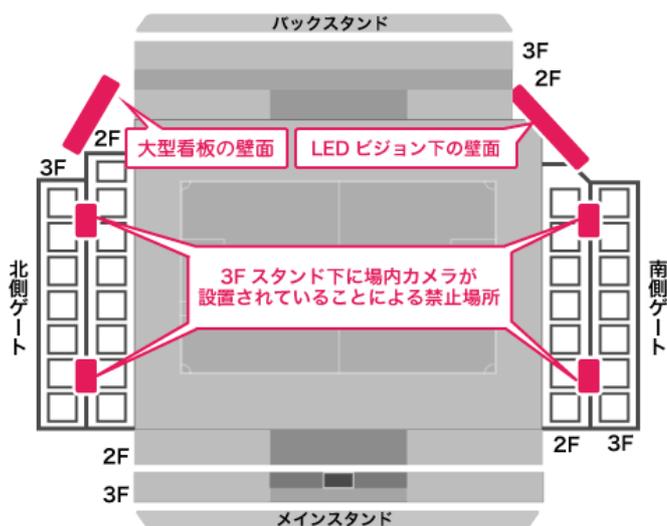
サガン鳥栖の応援バナーはスタンド中央より北側、多度津フットボールクラブの応援バナーはスタンド中央より南側にて掲出可能です。

※ただし、メインスタンド最前列については、運営本部、選手ロッカー等に被る長さの物は不可とします。

■掲出禁止エリア

下記の部分には横断幕の掲出ができません。

- 1.LEDビジョン周辺とLEDビジョン下通路と壁面
- 2.場内カメラが設置してある部分(図参照)
- 3.広告物が掲出してある部分
- 4.座席、階段、通路を隠すような掲出方法
- 5.非常灯を隠さない



■注意事項

全スタンド共通

- ・スポンサー看板等、避難誘導標識等を覆う形での掲出はできません。
 - ・横断幕等で階段や通路をまたぐ形での掲出はできません。
 - ・決められた所定の場所以外には掲出できません。
 - ・横断幕をテープで止める際は、跡が残らないように、布ガムテープ、養生テープをご利用ください。
※テープ使用後は、必ず剥がして、各自で捨ててください。
 - ・係員より指示があった際は、横断幕の修正をしていただきますようお願いいたします。
※指示に従わない場合は係員により撤去する場合がございます。
 - ・スポンサー看板等の数や場所が変更になることもございます。
- 掲出できる場所が途中で、変更になる場合もございますので、ご了承ください。
- ・スタンドに監視カメラが付いている場所がございます。監視カメラに被るような横断幕の掲出はできません。

サイドスタンド(北側・南側)

- ・2F(下段)席には、スタジアムスポンサー看板などがございます。それらを覆う掲出、または、一部でも被るような掲出はできません。
- ・3F(上段)席から横断幕を垂らす場合、長さの制限がございます。係員の指示に従って頂きますようお願いいたします。
- ・横断幕のスタンド内の鉄柵への取り付けは可能ですが、階段をまたぐ掲出や、座席に被るような掲出はできません。
- ・バンデラ(たすき)の使用は可能ですが、バンデラの最前列部分は柵に結び付けしないでください。
- ・トンネル張りはできません。
- ・3F(上段)席の最前柵に横断幕を掲出する場合は、柵の上から5マス空けて横断幕を取り付けてください。
※参考に幕取付位置に赤色のテープを目印としてつけています。

メインスタンド

- ・メインスタンド2F(下段)席に横断幕を掲出される場合、最前柵の下のコンクリート部分から張り、横断幕がコンクリート部分からはみ出さないようにして下さい
- ・メインスタンド3F(上段)席に横断幕を掲出される場合は、最前柵の一番下から張り、2F(下段)席のお客様の視界を妨げないようにして下さい。
- ・メインスタンド中央にあるスタジアム看板に被るような掲出はできません。

バックスタンド

- ・バックスタンド2F(下段)席に横断幕を掲出される場合、最前柵の下のコンクリート部分から張ってください。
- ・バックスタンド3F(上段)席に横断幕を掲出される場合は、最前柵の一番下から張り、2F(下段)席のお客様の視界を妨げないようにして下さい。
- ・バックスタンド2F(下段)席には、スポンサー看板、スポンサーバナー、スタジアム看板がございます。それらを覆う掲出、または一部でも被るような掲出はできません。

【観客席の利用に関して】

1. フラッグ、旗さお、テープなど荷物などを使つての座席確保は、禁止行為となっております。
2. サイドスタンド席(北側・南側)は、原則立ち見エリアとしてご利用をお願いいたします。
レジャーシート等のご利用はお控え下さい。
3. サイドスタンド席(北側・南側)の最前列は大旗エリアとなります。
大旗を使用している場所は、ぶつかると危険ですので、最前列での観戦をお控えくださいますようご協力ください。
4. サイドスタンド席(北側・南側)以外の席でJリーグオフィシャルグッズ、フラッグ(L)以上のサイズの旗の使用は禁止いたします。
5. サイドスタンド席(北側・南側)以外での鳴り物(太鼓、トランペット等)の使用は禁止いたします。
6. サイドスタンド席(北側・南側)以外で、座席に立っての観戦・応援は禁止行為となっております。
7. 未就学児童のお子さまは、大人1名につき1名の入場が可能です。お子さまは、膝の上に乗せて観戦してください。
座席を利用される場合には、入場券が必要となりますので、予めご用意ください。
8. スタンド内およびコーンコース通路での立ち見観戦は禁止行為です。他のお客様の迷惑となりますので、係員より注意の呼びかけをいたします。速やかに座席を探して、観戦していただくよう、ご協力ください。
9. 再入場が可能となっておりますが、入場半券が証明書となりますので、必ずお持ちになってください。
10. スタンド内での傘を使った観戦は、周囲のお客様に迷惑をかけると共に、大変危険ですので禁止となっております。
11. ゴミは、お近くのゴミ箱へお捨てください。きれいなスタジアムで、気持ち良く観戦できるように、ご協力をお願いします。
12. 1人でも多くの方が、快適に観戦できるよう、手荷物は座席下に置いて、席詰めにもご協力ください。

【その他】

1. スタジアム周辺は、駐車禁止となっております。違法駐車は、スタジアム周辺にお住まいの方へ大変迷惑をかけることとなります。有料駐車場の利用、パークアンド・ライドによる公共交通機関の利用にご協力ください。
2. パークアンド・ライドが可能な駅は、次の通りとなっております。(新鳥栖駅、吉野ヶ里公園駅、神崎駅、佐賀駅)
3. スタジアム内コーンコースは、原則として両クラブが自由に通行できるようにしております。試合によって運用を変更することがございますが、その場合には事前にホームページにてお知らせいたします。
4. 試合が成立した場合は、いかなる理由があっても払い戻しはいたしません。